

映画の振興施策に関する検討会議(タスクフォース)(第3回)議事要旨

- 【日 時】 平成29年2月13日(月)15:00～16:45
- 【場 所】 中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室
- 【出席者】 中村座長、安藤委員、内山委員、岡田委員、角川委員、亀山委員、迫本委員、椎名委員、塩田委員、島谷委員、多田委員、田中委員、野間委員、福原委員、升本委員
- 【政 務】 石原宏高内閣府副大臣
- 【関係機関】 外務省 大鷹参事官、経済産業省 竹内審議官、文化庁 内丸文化部長、観光庁 瓦林審議官、観光庁 根来室長、金融庁 大江室長、総務省 井幡室長
- 【事務局】 井内局長、増田次長、永山次長、小野寺参事官、岸本参事官、北神企画官

ロケ促進及びこれまでの意見の整理と対応の方向性について、事務局からの論点説明、各関係府省の関連する主な取組の説明、委員からの報告の後、意見交換を実施。主な意見は以下のとおり。

(ロケ促進について)

- ロケ誘致の意義は、制作現場が国際的な交流をし、異文化における知識や経験を得て行く事にある。こうした国際交流がないままでは、日本の制作現場がガラパゴス化していく恐れもある。また、ロケの誘致に合わせて、ポスプロの強化も検討の余地あり。ニュージーランドが、『ロード・オブ・ザ・リング』や『ハリー・ポッター』で成功した理由は、単にロケを誘致しただけではなく、ポスプロ設備を用意していたから。こうした視点も考えて行くべき。
- 撮影環境の改善に関しては、実績作りとしての「通達」ではなく、警察や消防が何をもってすれば許可をするかということマニュアル化すべき。また、ロケ地に関して、諸外国には敷地内で列車が走ったりカーレースができるような大規模なオープンセットも含めた撮影所がある。映画製作会社は撮影場所は自社で経営しているがオープンセットは無理。我が国においても同様のオープンセットを備えた撮影所が必要か否かといった点も検討すべき。
- 海外作品の誘致に関連して、ロケに対する消費税免税措置の検討も重要。諸外国では、こうした免税措置に通じた弁護士が、ビジネスを作りこんでいるといった事もあり、我が国にもこうした制度ができることを前提として、制度に精通する弁護士の養成も課題。インセンティブの在り方、弁護士の在り方、撮影環境の改善等を含めたロケ誘致のための総合対策あるいはエコシステムを作っていく必要がある。
- 現状では、道路使用や高速道路の使用に関しても、封鎖してのロケが可能かどうかというのが不明確である点が問題。封鎖が難しいということであればそれでもよく、何ができて何ができないのか、といった事を明確にして共有することが重要。確かな情

報であることが重要であり、それらをマニュアル化して、それに基づいて映画会社も考えて行くべき。

- ロケを日本でやることの意義は、役者、スタッフの参画も含めて、海外作品と日本との接点が多くなること。今は、海外、特にハリウッドの映画の中で、日本人あるいは日本の存在感が薄れてきており大きな問題。また、ロケ誘致に関しては、実際のシューティングよりもポストプロダクションに落ちる金額の方が大きい。人材育成に関しても、ポストプロダクションの方が有効であり、こうしたプロセスまで誘致するためにも、視覚・音響効果に通じた人材へのアクセスを容易にするためのデータベース化が極めて重要。
- 各国がロケ誘致を行っている目的としては、雇用創出、自国の映像産業の底上げが大きい。他方で、現在の日本の映画制作現場と教育システムは、大正末期に確立したものを引きずったままであり、海外とのギャップが大きい。このままでは、海外の仕事を受託しようとしても、結果としてむしろ仕事を奪われることにもなるおそれがある。アニメ業界も含め、制作の現場は長らく内向きでガラパゴス化しており、レガシーを捨てて世界水準の環境に変えることは、自助努力では困難。国のビジョンとして海外に門戸を開くということであれば、そのビジョンの実現に向けて、現場の足下の対応力を整備することが肝要であり、少なくとも初期的には、国も含めて現場の対応力強化に向けて、丁寧に対応していく覚悟を持つ必要がある。
- ポストプロダクションの誘致に関しては、一般的に、ポストプロダクションは自国でやりたいと思うもので、その段階までの誘致は難しいのではないかと。
- 国民のロケに関する理解の醸成を図る必要がある。路上でのロケに許可を得ていても、住民等からのクレームによってロケ時間の短縮を迫られるといった面もある。メディアの力で、ロケ撮影というものは日本が潤う産業に繋がるのだということを証明できる作品を1本作り出し、一般国民に文化として認知してもらうことが重要。
- 国がフィルムツーリズムを推進するのは良いが、この場合、映像産業がコストセンター、観光業がプロフィットセンターになっている点が問題。フィルムツーリズムに関連して、映像産業としてもどうやってインバウンドによる利益を得るのか考えるべき。

(これまでの意見の整理と今後の対応の方向性について)

- 映画作品の保存継承についても重要。日本映画には100年の蓄積があり、文化庁のフィルムライブラリーや映画各社の取り組みもあると思うが、保管場所の問題や、予算の制約等あり、日本全体から見ると十分ではないと感じる。かつての16ミリ、35ミリの映画フィルムをどうしていくか、またデジタル化されたフィルムの保存を如何に図っていくかといった点を考えていくことも重要な視点。また、海外のフィルムライブラリーの援助も検討の余地あり。そうした支援を行っていく事によって我が国の映画の輸出振興にもつながる可能性がある。
- 韓国のKOFICのように、諸外国との合作の窓口や政策の決定も含めて総合的に担当する特別な組織の設置を検討すべき。また振興策の抜本強化の観点からは、フランスや韓国のように、日本でも、劇場収入の数パーセントを映画振興策の財源にするといった事も検討の余地あり。

- これまでの既存施策の中にも活用できるメニューはある。その点も整理し、全てを入れ替えるのではなく、良い施策については活用を検討していくべき。また、こうした振興策を強化していく前提として、今なぜ映画の振興策を議論するのか、といった基本的な所を明確にしておく必要がある。

(以 上)